

令和 2 年第 1 回 臨時市議会 議案

岸 和 田 市

令和 2 年第 1 回臨時市議会議案

議 案 番 号	件 名	備考・頁
報 告 第 2 号	専決処分の報告について	P. 1
議 案 第 46 号	専決処分の承認を求めるについて (岸和田市市税条例等の一部改正について)	P. 13
議 案 第 47 号	専決処分の承認を求めるについて (令和 2 年度岸和田市一般会計補正予算 (第 1 号))	P. 25
議 案 第 48 号	専決処分の承認を求めるについて (令和 2 年度岸和田市一般会計補正予算 (第 2 号))	P. 43
議 案 第 49 号	令和 2 年度岸和田市一般会計補正予算 (第 3 号)	P. 67

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和2年5月13日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第1号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第4号の規定により専決処分する。

令和2年3月18日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額	備 考
公務中の自動車 接 触 事 故	107,200円 (車両修繕費)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、個人情報に関する内容は原則として非公開としています。

専決処分第2号

市長の専決処分事項に関する条例等の一部改正について

市長の専決処分事項に関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年3月31日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例

(市長の専決処分事項に関する条例の一部改正)

第1条 市長の専決処分事項に関する条例（昭和42年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1号中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改める。

(岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(岸和田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 岸和田市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

専決処分第4号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和2年4月14日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額	備 考
市道上における 自動車破損事故	4,800円 (車両修繕費)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、個人情報に関する内容は原則として非公開としています。

専決処分第5号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和2年4月14日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額	備 考
市道上における 自動車破損事故	17,129円 (車両修繕費)	相手方住所氏名 ※一般公開用の議案書においては、個人情報に関する内容は原則として非公開としています。

議案第46号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和2年5月13日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第 3 号

岸和田市市税条例等の一部改正について

岸和田市市税条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 3 月 31 日 処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市市税条例等の一部を改正する条例

(岸和田市市税条例の一部改正)

第1条 岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第26条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第26条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第42条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第58条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第58条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第65条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第65条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第80条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第80条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条

において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで
に次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及
び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、
氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課
税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の
住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第81条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が
前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第99条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項（法第469条第1
項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の
3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用
する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売
業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等につ
いて、第101条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号
又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税
額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場
合に限り、適用する。

第101条第1項中「第99条第2項」を「第99条第3項」に改める。

第106条第6項中「第58条第6項」を「第58条第7項」に改める。

第117条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26
項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、
第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第9条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令
和3年」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第12条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第13条第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条
第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第29項」を

「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項を同条第21項とする。

附則第15条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第16条の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第17条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第19条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第20条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」

を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第22条中「平成32年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第28条第１項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成33年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

附則第30条の見出し中「平成32年度」を「令和２年度」に改め、同条から第30条の５までの規定中「平成32年度」を「令和２年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第31条の見出し中「平成32年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和２年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第34条及び第34条の２中「平成32年度」を「令和２年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第37条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に改める。

附則第38条中「平成32年度」を「令和２年度」に改める。

附則第42条第１項及び第２項中「平成32年度」を「令和５年度」に改める。

附則第48条中「平成35年度」を「令和５年度」に改める。

(岸和田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第２条 岸和田市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、岸和田市市税条例第13条第１項第２号の改正規定を削る。

附則第１条第３号を次のように改める。

(3) 削除

附則第１条第４号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第３条を次のように改める。

第３条 削除

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第２条 第１条の規定による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の個人の市民税について適用

し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第26条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第26条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第26条の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第58条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
 - 3 新条例第58条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
 - 4 新条例第80条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
 - 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
 - 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第37条の規定の適用については、同項中「第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

（岸和田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 第5条 岸和田市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(岸和田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 岸和田市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(岸和田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 岸和田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(岸和田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 岸和田市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2条及び第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(岸和田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 岸和田市市税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

議案第47号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和2年5月13日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第6号

令和2年度岸和田市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度岸和田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,015,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月28日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,180,948	378,000	1,558,948
	01 基金繰入金	1,037,036	378,000	1,415,036
歳入合計		75,637,928	378,000	76,015,928

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
07 商工費		565,470	378,000	943,470
	01 商工費	565,470	378,000	943,470
歳 出 合 計		75,637,928	378,000	76,015,928

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一般會計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,180,948	378,000	1,558,948
歳入合計	75,637,928	378,000	76,015,928

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
07 商工費	565,470	378,000	943,470
歳 出 合 計	75,637,928	378,000	76,015,928

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	378,000
0	0	0	0	378,000

2 歳 入

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	1,180,948	378,000	1,558,948
01 基金繰入金	1,037,036	378,000	1,415,036
01 財政調整基金繰入金	581,582	378,000	959,582

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
01 財政調整基金繰入金	378,000	財政調整基金繰入金	378,000 (財政課)

3 歳 出

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助 及び交付金	378,000	115700 休業要請支援金事業 (産業政策課) 378,000	18 負担金、補助及び交付金 378,000 負担金 378,000

議案第48号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和2年5月13日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第7号

令和2年度岸和田市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度岸和田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,836,644千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,852,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月1日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		17,287,834	19,836,644	37,124,478
	02 国庫補助金	1,424,425	19,836,644	21,261,069
歳入合計		76,015,928	19,836,644	95,852,572

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		38,811,835	19,836,644	58,648,479
	01 社会福祉費	12,623,481	19,546,071	32,169,552
	02 児童福祉費	12,902,536	290,573	13,193,109
歳 出 合 計		76,015,928	19,836,644	95,852,572

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一般會計

1 総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,287,834	19,836,644	37,124,478
歳 入 合 計	76,015,928	19,836,644	95,852,572

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費	38,811,835	19,836,644	58,648,479
歳 出 合 計	76,015,928	19,836,644	95,852,572

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
19,836,644	0	0	0	0
19,836,644	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,287,834	19,836,644	37,124,478
02 国庫補助金	1,424,425	19,836,644	21,261,069
02 民生費国庫補助金	603,446	19,836,644	20,440,090

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 社会福祉費補助金	19,546,071	特別定額給付金給付事業費補助金	19,546,071 (福祉政策課)
02 児童福祉費補助金	290,573	子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金	290,573 (子ども家庭課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	38,811,835	19,836,644	58,648,479	19,836,644	0	0	0
01 社会福祉費	12,623,481	19,546,071	32,169,552	19,546,071	0	0	0
01 社会福祉総務費	713,496	19,546,071	20,259,567	19,546,071	0	0	0
02 児童福祉費	12,902,536	290,573	13,193,109	290,573	0	0	0
02 子ども・子育て支援費	8,838,076	290,573	9,128,649	290,573	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
01 報酬	3,252	115800 特別定額給付金給付事業 (福祉政策課) 19,546,071	01 報酬 3,252
			会計年度任用職員報酬 3,252
03 職員手当等	540		03 職員手当等 540
			超過勤務手当 540
08 旅費	63		08 旅費 63
			会計年度任用職員費用弁償 63
10 需用費	1,850		10 需用費 1,850
			消耗品費 900
11 役務費	104,018		印刷製本費 800
			光熱水費 50
12 委託料	70,076		医薬材料費 100
			11 役務費 104,018
			通信運搬費 29,666
13 使用料及び賃借料	4,172		手数料 74,352
			12 委託料 70,076
			システム管理・開発委託料 10,000
			その他の委託料 60,076
18 負担金、補助及び交付金	19,362,100		13 使用料及び賃借料 4,172
			電算機器・システム使用料 3,772
			土地・建物賃借料 400
			18 負担金、補助及び交付金 19,362,100
			補助金 19,362,100
01 報酬	840	115600 子育て世帯臨時特別給付金支給事業 (子ども家庭課) 290,573	01 報酬 840
			会計年度任用職員報酬 840
03 職員手当等	360		03 職員手当等 360
			超過勤務手当 360
08 旅費	18		08 旅費 18
			会計年度任用職員費用弁償 18
10 需用費	30		10 需用費 30
			消耗品費 30
11 役務費	15,805		11 役務費 15,805
			通信運搬費 3,756
12 委託料	3,300		手数料 12,049
			12 委託料 3,300
			システム管理・開発委託料 1,650
			その他の委託料 1,650
18 負担金、補助及び交付金	270,220		18 負担金、補助及び交付金 270,220
			補助金 270,220

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	人 1,330	人 2	人 60	人 (1,130)	千円 1,332,735	千円 5,089,763	千円 4,471,552	千円 10,894,050	千円 1,903,258	千円 12,797,308	
補 正 前	1,330	2	60	(1,124)	1,328,643	5,089,763	4,470,652	10,889,058	1,903,258	12,792,316	
比 較	0	0	0	(6)	4,092	0	900	4,992	0	4,992	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職員手当 の 内 訳	区 分	超過勤務手当
	補 正 後	千円 265,823
	補 正 前	264,923
	比 較	900

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	人 1,330	人 2	人 60	千円	千円 5,089,763	千円 4,275,378	千円 9,365,141	千円 1,723,027	千円 11,088,168	
補 正 前	1,330	2	60		5,089,763	4,274,478	9,364,241	1,723,027	11,087,268	
比 較	0	0	0		0	900	900	0	900	

職員手当 の 内 訳	区 分	超過勤務手当
	補 正 後	千円 265,823
	補 正 前	264,923
	比 較	900

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1, 130)	千円 1, 332, 735	千円	千円 196, 174	千円 1, 528, 909	千円 180, 231	千円 1, 709, 140	
補 正 前	(1, 124)	1, 328, 643		196, 174	1, 524, 817	180, 231	1, 705, 048	
比 較	(6)	4, 092		0	4, 092	0	4, 092	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳		説明	備考
報酬	千円		千円		
	4,092	1 その他の増減分	4,092		
職員手当					
	900	1 その他の増減分	900	超過勤務手当 900	

議案第49号

令和2年度岸和田市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度岸和田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,922,198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年5月13日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		37,124,478	16,366	37,140,844
	01 国庫負担金	15,820,992	16,366	15,837,358
16 府支出金		6,142,837	10,071	6,152,908
	02 府補助金	1,277,790	10,071	1,287,861
19 繰入金		1,558,948	12,689	1,571,637
	01 基金繰入金	1,415,036	12,689	1,427,725
22 市債		4,499,400	30,500	4,529,900
	01 市債	4,499,400	30,500	4,529,900
歳入合計		95,852,572	69,626	95,922,198

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費		58,648,479	21,822	58,670,301
	01 社会福祉費	32,169,552	21,822	32,191,374
10 教育費		7,025,260	47,804	7,073,064
	05 幼稚園費	1,907,015	10,071	1,917,086
	07 保健体育費	1,236,565	37,733	1,274,298
歳 出 合 計		95,852,572	69,626	95,922,198

第2表 地 方 債 補 正

(変更分)

起債の目的	補 正 前							補 正 後						
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法			
				区分	償還期限	据置期間	償還方法 その他				区分	償還期限	据置期間	償還方法 その他
学校教育施設整備事業	千円 19,100		%以内		年以内	年以内		千円 49,600		%以内		年以内	年以内	
							令和2年2月20日提出議案第35号3月19日可決							

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一般會計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	37,124,478	16,366	37,140,844
16 府支出金	6,142,837	10,071	6,152,908
19 繰入金	1,558,948	12,689	1,571,637
22 市債	4,499,400	30,500	4,529,900
歳入合計	95,852,572	69,626	95,922,198

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
03 民生費	58,648,479	21,822	58,670,301
10 教育費	7,025,260	47,804	7,073,064
歳 出 合 計	95,852,572	69,626	95,922,198

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
16,366	0	0	0	5,456
0	10,071	30,500	0	7,233
16,366	10,071	30,500	0	12,689

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	37,124,478	16,366	37,140,844
01 国庫負担金	15,820,992	16,366	15,837,358
01 民生費国庫負担金	15,506,735	16,366	15,523,101

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 社会福祉費負担金	16,366	生活困窮者自立支援事業費負担金 16,366 (生活福祉課)

(款) 16 府支出金 (項) 02 府補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	6,142,837	10,071	6,152,908
02 府補助金	1,277,790	10,071	1,287,861
08 教育費府補助金	246,298	10,071	256,369

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
03 幼稚園費補助金	10,071	教育支援体制整備事業補助金 10,071 (教育総務部総務課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	1,558,948	12,689	1,571,637
01 基金繰入金	1,415,036	12,689	1,427,725
01 財政調整基金繰入金	959,582	12,689	972,271

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 財政調整基金繰入金	12,689	財政調整基金繰入金 12,689 (財政課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	4,499,400	30,500	4,529,900
01 市債	4,499,400	30,500	4,529,900
07 教育債	36,300	30,500	66,800

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
05 小学校債	30,500	小学校整備事業債 30,500 (学校給食課)

3 歳 出

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	58,648,479	21,822	58,670,301	16,366	0	0	5,456
01 社会福祉費	32,169,552	21,822	32,191,374	16,366	0	0	5,456
12 生活困窮者自立支援費	34,394	21,822	56,216	16,366	0	0	5,456

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
19 扶助費	21,822	091200 生活困窮者自立支援事 業 (生活福祉課)	21,822 19 扶助費 扶助費 21,822

(款) 10 教育費 (項) 05 幼稚園費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	7,025,260	47,804	7,073,064	10,071	30,500	0	7,233
05 幼稚園費	1,907,015	10,071	1,917,086	10,071	0	0	0
01 幼稚園費	1,907,015	10,071	1,917,086	10,071	0	0	0
07 保健体育費	1,236,565	37,733	1,274,298	0	30,500	0	7,233
08 学校給食費	491,726	37,733	529,459	0	30,500	0	7,233

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	1,870	058100	10 需用費 1,870
		幼稚園管理事業	消耗品費 1,870
17 備品購入費	8,201	(学校管理課) 10,071	17 備品購入費 8,201
			庁用器具費 8,201
14 工事請負費	37,733	114400	14 工事請負費 37,733
		学校給食管理事業	工事費 37,733
		(学校給食課)	

- 1) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

1) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

（単位：千円）

区 分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
				当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額
1 普 通 債												
(3) 教 育	6,571,192		6,571,192	7,600	30,500	38,100	471,377		471,377	6,107,415	30,500	6,137,915
計	25,094,015	0	25,094,015	1,795,000	30,500	1,825,500	3,248,182	0	3,248,182	23,640,833	30,500	23,671,333
一 般 会 計 計	64,000,190	0	64,000,190	4,499,400	30,500	4,529,900	6,449,103	0	6,449,103	62,050,487	30,500	62,080,987
合 計	69,314,002	0	69,314,002	7,814,900	30,500	7,845,400	8,384,645	0	8,384,645	68,744,257	30,500	68,774,757